

横須賀都市計画地区計画の決定（横須賀市決定）

都市計画根岸町１丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称		根岸町１丁目地区地区計画
位 置		横須賀市根岸町１丁目
面 積		約１．７ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 する 方 針	地区計画の 目標	本地区は、本市の東地域、京浜急行線新大津駅の南西約 0.2km に位置し、開発許可により宅地の整備が行われた地区である。 本地区は、周辺の市街地環境と調和した良好な住環境の形成を基本目標に、開発行為の目的である戸建住宅を主体としたまちづくりを具現化するため、次に掲げる土地利用、地区施設の整備、建築物等の整備及び緑化の方針のもとにまちづくりを適正に誘導し、保全することを目標とする。
	土地利用の 方針	１ 低密度で閑静な住環境の形成を図るため、土地利用を適正に規制、誘導する。 ２ 各宅地は、良好な居住水準が確保される規模で適正に整備するとともに、整備後は無秩序な区画の細分化や著しい土地の改変を行うことなく宅地利用するよう維持、保全を図る。 ３ 道路及び公園は、利便性や防災に配慮して適正な位置及び規模で整備し、整備後は適正に維持、保全を図る。
	地区施設の 整備の方針	地区内の骨格的道路及び専ら地区内住民の利便に供する公園は、地区施設に指定し適正な整備を誘導するとともに整備後の維持、保全を図る。
	建築物等の 整備の方針	建築物等に関して用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置等の諸制限を定め、良好な居住環境を確保した低密度の住宅等の建築を誘導し、整備後の維持、保全を図る。 なお、建築物の屋根、外壁の意匠及び色彩は、良好な住環境の形成にふさわしいものとし、特に原色は避け、彩度を抑えた色合いのものとする。 また、工作物、屋外広告物等の意匠、色彩及び設置場所については、周辺の都市景観に調和するよう配慮するものとする。
	緑化の方針	１ 緑豊かで潤いのあるまちなみを形成するため、公共空間及び建築敷地の緑化を積極的に推進する。 ２ 各建築敷地の道路境界沿いは、生垣等で緑化整備し緑化後は適正に維持、保全を図る。 ３ 地区外周部に存する一団の緑地は、樹林地及び草地に指定し、適正に維持保存を図る。

地区整備計画	土地の利用に関する制限	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	良好な住環境の確保に必要な現に存する樹林地及び草地を保全する。ただし、防災上又は公益上やむを得ない行為は、この限りでない。
--------	-------------	---	---

「区域、地区施設の配置、保全する樹林地及び草地は、計画図表示のとおり」